

- 1 新ひょうご子ども未来プラン（現行プラン）の構成
..... P 1

- 2 次期新ひょうご子ども未来プランに位置づける県計画
 - ・子ども・子育て支援事業支援計画 P 2

 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく県行動計画 P 6

 - ・子ども・若者計画 P 8

 - ・（母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める）自立促進計画 P 9

 - ・子どもの貧困対策計画 P10

新ひょうご子ども未来プラン（現行プラン）の構成

第1章 新ひょうご子ども未来プランの基本的な考え方

- 1 背景
- 2 新プランの策定方針
- 3 新プランの位置付け
- 4 新プランの計画期間

第2章 新プランの目標

- 1 理念目標（基本的な考え方）
- 2 出生数目標
- 3 めざす社会像

第3章 施策体系と具合的な施策内容

- 1 施策体系
- 2 具合的な施策内容

第4章 数値目標

- 1 ひょうご子ども未来プラン（前計画）の数値目標と達成状況
- 2 平成26年度までに達成すべき数値目標

第5章 推進体制

第6章 出生状況及び少子化問題を取り巻く現状データ

- 1 出生数・合計特殊出生率の推移
- 2 女性の有配偶率の推移
- 3 女性人口の推移見込み
- 4 少子化問題を取り巻く現状

<参考>

子育て等に関する相談事業一覧など

県子ども・子育て支援事業支援計画（計画期間：H27～31年度）

【根拠】

子ども・子育て支援法 第62条

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。

6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

子ども・子育て支援法第 60 条に定める基本指針より、県計画に記載する内容

I 基本的記載事項

- 1 区域の設定に関する事項
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
 - (1) 各年度における教育・保育の量の見込み
 - (2) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) 社会的養護体制の充実
 - (3) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - (4) 障害児施策の充実等

II 任意記載事項

- 1 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の基本理念等
- 2 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - (1) 子ども・子育て支援事業作成時の調整
 - (2) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整
- 3 教育・保育情報の公表に関する事項
- 4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(参 考)

子ども・子育て支援法基本指針より抜粋

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項

二 子どもの育ちに関する理念

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力を有している。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力、態度等を獲得していく過程である。

とりわけ、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期である。

乳児期（おおむね満一歳に達するまでの時期をいう。以下同じ。）は、一般に、身近にいる特定の大人（実親のほか、里親等の実親以外の養育者を含む。）との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期である。子どもが示す様々な行動や欲求に、身近な大人が応答的かつ積極的に関わることにより、子どもの中に人に対する基本的信頼感が芽生え、情緒の安定が図られる。こうした情緒の安定を基盤として心身の発達が促されるなど、人として生きていく土台がこの時期に作られる。

幼児期（乳児期を除く小学校就学の始期に達するまでの時期をいう。以下同じ。）のうち、おおむね満三歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期である。自我が育ち、強く自己主張することも多くなるが、大人がこうした姿を積極的に受け止めることにより、子どもは自分に自信を持つ。自分のことを信じ、見守ってくれる大人の存在により、子どもは時間をかけて自分の感情を鎮め、気持ちを立て直すようになる。安心感や安定感を得ることにより、子どもは身近な環境に自ら働きかけ、好きな遊びに熱中したりやりたいことを繰り返し行ったりするなど、自発的に活動するようになる。こうした自発的な活動が主体的に生きていく基盤となる。また、特定の大人への安心感を基盤として、徐々に人間関係を広げ、その関わりを通じて社会性を身に付けていく。

幼児期のうち、おおむね満三歳以上の時期は、一般に、遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期である。

また、ものや人との関わりにおける自己表出を通して、幼児の育ちにとって最も重要な自我や主体性が芽生えるとともに、人と関わり、他人の存在に気付くことなどにより、自己を取り巻く社会への感覚を養うなど、人間関係の面でも日々急速に成長する時期である。このため、この時期における育ちは、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものとなる。

以上に述べたような乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

【根 拠】

次世代育成支援対策推進法 第9条

(都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、おおむね一年に一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針

(平成26年4月現在の指針、法律改正を受けた新たな指針は平成26年夏頃に示される予定)

- 1 地域における子育てへの支援
 - (1) 地域における子育て支援サービスの充実
 - (2) 保育サービスの充実
 - (3) 子育て支援のネットワークづくり
 - (4) 児童の健全育成

- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
 - (1) 子どもや母親の健康の確保
 - (2) 「食育」の推進
 - (3) 思春期保健対策の充実
 - (4) 小児医療の充実
 - (5) 小児慢性特定疾患治療研究事業の推進
 - (6) 不妊治療対策の充実

- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - (1) 次代の親の育成
 - (2) 子ども生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - (3) 家庭や地域の教育力の向上
 - (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 4 子育てを支援する生活環境の整備
 - (1) 良質な住宅の確保
 - (2) 良好な居住環境の確保
 - (3) 安全な道路交通環境の整備
 - (4) 安心して外出できる環境の整備
 - (5) 安全・安心まちづくりの推進等

- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等
 - (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 6 子ども等の安全の確保
 - (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
 - (1) 児童虐待防止対策の充実
 - (2) 社会的養護体制の充実
 - (3) 母子家庭等の自立支援の推進
 - (4) 障害児施策の充実

【根 拠】

子ども・若者育成支援推進法 第9条

（都道府県子ども・若者計画等）

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

子ども・若者支援推進法 子ども・若者育成支援推進大綱より

本大綱を勘案して、県計画を策定

■基本的な方針

5つの理念

- 子ども・若者の最善の利益を尊重
- 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- 自己を確立し社会の能動的形成者となるための支援
- 子ども・若者一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- 大人社会の在り方の見直し

3つの重点課題

- 子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
- 地域における多様な担い手の育成

■施策の基本的方向

- すべての子ども・若者の健やかな成長を支援
 - ・自己形成支援
 - ・社会形成・社会参加支援
 - ・健康と安心の確保
 - ・若者の職業的自立、就労等支援
- 困難を有する子ども・若者やその家族を支援
 - ・困難な状況ごとの取組
 - ・子ども・若者の被害防止・保護
- 社会全体で支えるための環境整備
 - ・環境整備
 - ・大人社会の在り方の見直し

母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める自立促進計画

【根 拠】

母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条

(母子家庭及び寡婦自立促進計画)

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- 一 当該都道府県等の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 当該都道府県等の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

【県計画に記載する事項】

- 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
→当該地域における母子家庭等及び寡婦の現状における問題点
- 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項→今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
- 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
→ (1)子育て支援、生活の場の整備、(2)就業支援策、(3)養育費の確保策、(4)経済的支援策、(5)その他の各項目について、上で記載した問題点を解消するために必要な施策
- 上記のほか、母子家庭及び寡婦の生活の安全と向上のための措置に関する重要事項

県子どもの貧困対策計画（計画期間 H27 年度～）

【根 拠】

子どもの貧困対策の推進に関する法律 第8、9条

第二章 基本的施策

（子どもの貧困対策に関する大綱）

第八条 政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。

2 大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針

二 子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

三 教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

3 内閣総理大臣は、大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、大綱を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、大綱の変更について準用する。

6 第二項第二号の「子どもの貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率」の定義は、政令で定める。

（都道府県子どもの貧困対策計画）

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項において「計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく大綱に記載される内容

本大綱を勘案して、県計画を策定

○子どもの貧困対策に関する基本的な方針

○子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策

○教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項

○子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項

（大綱は、平成26年7月頃に国から示される予定）